一般社団法人ＲＥＩＯＮＥ会員規約（共創会員補則）

●●(以下「甲」といいます。)と、一般社団法人 REIONE(以下「乙」といいます。)は、次のとおり、共創会員規約を締結します。

第１条（当補則の位置づけ）
本補則は、甲が共創会員として活動するに当たり、一般社団法人REIONE会員規約の内容を補足するものです。また、別途 REIONE 共創会員として別法人等から業務委託契約を締結する際、本補則と項目が重複する場合、個別の業務委託契約が優先されるものとします。

第２条（共創会員の義務）
甲は、共創会員としての活動を、自立したビジネスパーソンとして、責任と自主性をもって取り組むよう努めなければなりません。

第３条（活動内容）
共創会員は、乙の理念を実現または充実させるため、次の活動を実施します。
① REIONE主催イベントの運営、企画及び参画
② REIONE内部施策の運営及び参画
③ 企業案件（価値創造系）、コネコネイベント等での経験・専門性を発揮した情報の提供、調査、指導並びにコンサルティング
④ オンラインでのイベントや内部施策運営のミーティング参加
⑤ オフラインでの運営の集まり
⑥ 新企画の提案（オンライン/オフライン）
⑦ その他、理念の実現に寄与する活動

第４条（報酬）
乙は、甲が参加した別法人との業務委託契約等において報酬が発生する場合、甲に対し、報酬を支払うものとします。なお報酬額は以下の算定方法により価額を調整し、調整による１００円未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整前報酬額} = \frac{\text{個別案件の収入} - (\text{法人積立金} + \text{諸々必要経費})}{\text{参画した共創会員人数}}$$

第５条（費用）
甲は、共創会員として活動する際に必要となる経費を、乙の承認を得て、あらかじめ、または支出の日以後に乙に請求することができます。
２　乙から支払われる報酬に係る源泉徴収税は、乙の負担とし、前条で定めた報酬より差引いて支払うことができるものとします。

以上。

令和　　年　　月　　日

甲

印

乙 東京都港区南青山二丁目 2 番 15 号
ウイン青山 942
一般社団法人 REIONE
代表理事 河西 祐介　　印

制定日：令和 2 年 6 月 2 日